

出産育児一時金等の事前申請について

被保険者の皆さんに対する留意事項

1. この請求書による出産育児一時金等の事前申請は、出産予定日まで、1カ月以内であることとなっています。
2. この請求書を提出いただいた場合、出産予定の医療機関等と健康保険組合の間において、請求書の受付の有無、分娩に関する証明、及び分娩費用に関する情報の提供を行いますのであらかじめご了承ください。
3. この請求書の提出にあたっては、母子保健法第16条第1項の規定により交付された母子健康手帳、その他出産予定日を証明する書類の写しを添付して下さい。
4. 「被保険者に対する支払金融機関の欄」は被保険者の口座を指定して下さい。
5. 海外の医療機関で分娩される場合は、この申請書による事前申請はご利用いただけません。
6. 申請後に受領代理人である医療機関等以外で出産することになった場合は、速やかに健康保険組合に申し出て下さい。

医療機関の皆様に対する留意事項

1. 「受取代理人に対する支払金融機関の欄」には、貴院の口座を指定して下さい。
2. この請求書を受付た時は、健康保険組合から受付を行った旨連絡致します。
3. 分娩し、分娩費用が確定した場合は、分娩請求書及び出生証明書類の写しを速やかに健康保険組合へ提出して下さい。